

事 務 連 絡

令和3年5月27日

各介護サービス事業所 ご担当者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課
介 護 人 材 グ ル ー プ

令和3年度介護事業所に対する業務改善支援事業補助金の要望調査（2次募集）について

日頃は、本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題のとおり、令和3年度より介護事業所に対する業務改善支援事業について、2次募集を実施します。

本事業の活用を検討されている介護サービス事業者につきましては、下記の内容を確認の上、必要書類を提出期限までに香川県健康福祉部長寿社会対策課までメールまたはFAXでご提出ください。

記

1. 事業内容

業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者（コンサルタント）による生産性向上の取組に要する経費の一部を助成する。

2. 対象事業所

香川県内に所在する介護保険法（平成9年法律123号）に基づく指定介護サービス事業所であり、かつ香川県の県税に滞納がないことの要件を満たすものをいう。

3. 補助の対象となる事業内容

ガイドラインに基づき、職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）が、本事業の対象となる介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行う。なお、少なくとも上記①～③を踏まえた実地による個別支援を3回以上は実施する。（電話や電子メール等による支援は随時実施）

詳細は、別添の「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・推進事業」の実施の一部改正について（令和3年3月4日）別紙3「介護事業所に対する業務改善支援事業実施要綱」（以下、要綱という。）「2第三者による生産性向上の取組の支援」を参照すること。

※要綱3介護現場革新会議に係る支援については、補助対象外とします。

厚生労働省「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」もご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

4. 補助対象経費

3の事業実施に必要な第三者からの支援に要する委託料

5. 補助額等

別添の要綱「2第三者による生産性向上の取組の支援」を参照すること。

なお、要望調査の結果、県の実施要領において、**変更及び調整する可能性**があります。

6. 留意事項

本調査における要望票の提出によって、交付決定を確約するものではありませんので、予めご了承ください。

申し込みが多数の場合は、令和3年度介護ロボット導入支援事業補助金または令和3年度ICT導入支援事業補助金の申請事業者を優先させていただく場合があります。

なお、県の実施要領につきましては、本調査の結果を踏まえて、改めてお示しします。

7. 提出書類一覧

- ・要望票
- ・見積書等

8. 提出期限

令和3年6月18日（金）

9. 提出方法

メールまたはFAX

10. 提出先

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護人材グループ 藤原 宛て

E-mail : rf1378@pref.kagawa.lg.jp

FAX : 087-806-0206

連絡先

香川県健康福祉部長寿社会対策課

介護人材グループ 藤原

TEL : 087-832-3267

FAX : 087-806-0206

E-mail : rf1378@pref.kagawa.lg.jp